

ジャンピングアップスクール 入塾約款

(契約の成立)

第1条 学習塾入塾申込・契約者（以下甲という）は、契約書の内容及び以下の条項を承諾のうえ、本日、ジャンピングアップスクール（以下乙という）に対して入塾及び契約の申込を行い、乙がこれを承諾した場合において、特定商取引に関する法律（以下「法」と記す。）に基づく契約が成立します。

(役務の提供及び対価の支払)

第2条 乙は、甲に対し、乙の定める学習指導カリキュラムの中から甲が選択した別紙契約書記載の内容の役務を提供します。

2 甲は、入塾金、授業料、その他左記契約書に記載された金額、方法により納入期限までに支払うこととします。

3 前項に基づきお支払いいただいた金銭は、第9条及び第10条に定める場合を除き、返還することができません。

(学習指導の形態)

第3条 契約書記載の指導形態については、以下の通りとします。

- ① 一斉指導とは、所定の教室で所定の指導時間内に一人の講師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものとします。
- ② 個別指導とは、所定の指導時間内に講師が生徒の必要に応じて個別に学習指導を行うものとします。
- ③ 個人指導とは、一人の講師が一人の生徒に対し、所定の指導時間を通して、マンツーマンで指導を行うものとします。

(学習指導の開始日)

第4条 本契約において、学習指導の開始日とは、契約書に記載した日とし、所定の教室において学習指導がなされている限り、現実の受講の有無を問わないものとします。但し、天災等甲の責任によらない事由により受講することが難しいと合理的に判断できる場合、乙が指定する他の日・時間に受講することができます。

(学習指導の実施場所)

第5条 乙は、別紙契約書記載の場所において学習指導を行います。但し、やむをえない事情がある場合には、両者合意の上、他の場所に移動することがあります。

(学習指導期間と契約期間)

第6条 契約期間は原則1か月とし、所定のお申し出がない限り自動継続とします。なお、更新時には、更新料等は請求しないものとします。また、契約内容・期間に変更が生じた場合には、両者合意の確認のため、新たな契約書を作成し、本契約はその時点で、破棄されるものとします。

- 2 乙指定の「退会届」の提出をもって、第1項の「所定のお申し出」といたします。なお、甲から更新をしない旨のお申し出があった場合、乙はすみやかに「退会届」を甲に渡すものとします。但し、当該お申し出が15日を超えた場合には、翌月末日をもって退会するものとします。また、甲に教室内の秩序を乱す等の迷惑行為があり、教室の適切な運営が難しいと合理的に判断できる場合、乙は甲に対し契約の解除、契約の更新をお断りすることがあります。

(休講及び振替等について)

第7条 年末年始・お盆休み及び祝日は休講となります。その他、乙が定めた日が休講となります。

- 2 自然災害等により開講が難しい場合、臨時休講させていただきます。臨時休講の場合におきましては、ホームページ等にてご案内させていただきます。但し、自然災害の影響等で、ホームページ等でのご案内が難しい場合には、この限りではありません。
- 3 甲の事情により塾を欠席される場合であっても、乙が指定する他の日・時間に振替えることが可能です。但し、明確な欠席理由がない場合もしくは社会通念上合理的とは思われない理由による欠席の場合には振替えることができません（学校を欠席される程度のご事情がある場合に限らせていただきます）。

(関連商品)

第8条 お稽古・学習指導に付随して必要となる関連商品（教材等書籍、カセット・テープ・CD等）の販売を行う場合は、その関連商品ごとの価格・数量を明らかにするものとします。

(入塾申込み後のクーリング・オフ等)

第9条 甲は、本契約書面を受領した日から起算して8日間は書面によって契約を解除することができます。

2 第1項に記載した事項にかかわらず、甲が、乙が法第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は乙が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、乙が交付した法第48条第1項の書面を甲が受領した日から起算して8日を経過するまでは、甲は書面によって契約を解除することができます。

3 第1項及び前項の契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。

4 第1項及び第2項の契約の解除があった場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することができます。

5 第4項の契約解除の申出先は契約書記載の所定の教室となります。

6 第4項の契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。

7 第1項の契約の解除については、手数料は不要とし、甲は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

(中途解約)

第10条 乙は、第9条第一項に定める期間の経過後、甲から契約の解除の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとしそれを超える前受金を受領している場合には差額分を返還するものとし、

① 学習指導開始後である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用として、上限一万一千円迄の初期費用、提供された役務の対価及び二万円又は一ヶ月分の授業料に相当する金額のいずれか低い額

② 学習指導開始前である場合、前号に定める初期費用

2 前項の役務の対価の単価は月をもって計算するものとし、

3 第1項の契約の解除があった場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することができます。

4 第3項の契約解除の申出先は契約書記載の所定の教室となります。

5 第3項の契約の解約時に、甲が乙に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、乙は甲に当該金額を返還するものとし、

6 乙の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとし、

7 返還金のある場合は、甲の指定する方法で速やかに甲に返還するものとし、

(個人情報保護)

第 11 条 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、原則として以下の目的のみに利用します。

- ① 学習指導、指導記録、学習状況のご報告、進路相談、集計・管理、ご請求に関する事務処理などジャンピングアップスクールのサービス提供のため。
- ② 上の①の利用目的の達成に必要な範囲での、該当エリア教室などへの提供のため。
- ③ ジャンピングアップスクールを柱とする学習支援に関する商品・講座などの情報、サービスのご案内のため。
- ④ 上の①、③に関するマーケティング(アンケートのお願い等)活動、顧客動向分析、調査分析などのため。
- ⑤ ご質問に返答するため。

2 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、第三者への提供は行いません。

(紛争の解決)

第 12 条 本約款に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

2 本契約及び約款に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

約款第 8 条に定める関連商品販売業者の名称、住所、電話番号、代表者氏名は別紙「特定商取引法に基づく概要書」の通りです。

2017 年 10 月 1 日改定